

22 年 2 月 執行部からのお知らせなど

○総務部

■ 訃報

15 組 隈 芳樹 様 1 月 13 日逝去 78 歳 ご冥福をお祈りいたします

■ 2 月組長会の中止 「蔓延防止」期間中につき中止

■ 集会所の掃除当番 2 月は 10 組、3 月は 11 組です。

■ 9 組編成変更

9 組は構成 9 世帯と少なく、諸対応困難につき編成を変更します。

8 組へ組み入れ：中本、金下、森永さんより下。**14 組へ組み入れ**：平本、藤安、阿比留さんより上。

■ 福田地区連絡 BOX

福田公民館事務所入り口左に 2 列 20 段くらいのレターケースがあります。公民館へ行かれた際に**五月ヶ丘宛**の書類があれば持ち帰り**総務部長**か**会長宅ポスト**に入れてくださるようお願いいたします。

■ 五月ヶ丘自治会ホームページの検索方法（パソコン・スマホ共通）

「こむねっとひろしま」で検索>「地域ポータルサイトこむねっとひろしま」>「東区」>「福田五月ヶ丘自治会」 HP 編集担当

■ エアコン室外機移設工事完了報告

12/15 室外機移設工事完了し、以後順調に稼働中。

○会計部

■ 修繕積立金（12/末現在）

前記エアコン室外機移設工事代金 277,200 円（当初見積通り）支払いの為、同額修繕積立金取崩し、残高 1,624,752 円

■ 収支実績（4/1～12/31 実績）

- ・ 収入 1,931,944 円（未収自治会費 66,000 円あり）
- ・ 支出 1,440,165 円（主たる支出項目 地域負担金 327,200 円、氏神負担 241,880 円、地代 200,000 円、保険料 122,220 円、慶弔費 100,000 円、敬老の日記念品 77,814 円 水道光熱費 172,909 円）

○管理部

○文化部

■盆踊り開催の可否について アンケート結果他 別紙のとおり

○会長

■住宅出入口のグレーチング蓋掛けには道路占用許可が必要

道路の地上又は地下に工作物、物件又は施設を設けて継続的に使用することを「道路の占用」と言い、道路管理者の許可を受けなければなりません(道路法第 32 条)。対象物件には電柱、上下水道管など種々ありますが側溝蓋も該当する物件です。

使用目的、平面・断面図などを付けた道路占用許可申請書を道路管理者である東区役所維持管理課に提出します。**グレーチングは山形枠付きボルト締め、上面高は舗装面に合わせ、横断方向水平**などが主な許可条件です。

設置した蓋材自体は設置者の所有物ですが、側溝は公共物です。申請した使用目的以外、例えば車両やプランターなど**目的外のものを載せぬ**ことが許可条件です。

当自治会では平成 25 年度以降、更地化新築される全住宅に当 32 条申請をいただいています。令和 3 年現在までの 8 年間で約 40 棟で実施しています。1 戸平均 5m と仮定すると 200mになります。通学路の蓋掛け区間と合わせると五月の狭い道路も徐々に広がり通行し易くなって来ています。

そこではございますが、**解体、更地化、地耐力検査済看板**に気付かれたら**管理部へお知らせ**ください。

■堂河内様私道の広島市整備について

五月ヶ丘 16 組石川さんから瀬野川に至る市道までの約 60mの道路は堂河内栄さんの私道です。これまで堂河内さんは自費で拡幅や舗装をされ我々は長い間ご厚意に甘んじ利用させていただいています。

昨年末、森畠市議は五月ヶ丘自治会の会員の方から堂河内様私道を広島市に整備して貰う手立ては無いものかとの問い合わせがあり、最大の難問である用地の寄付をしていただけのものか堂河内さんに持ち掛けられたところ快くお受け下さったとお聞きしています。石川さんも必要な土地が生じれば寄付する旨表明されました。

五月ヶ丘自治会は堂河内さん、石川さんの寄付承諾書と五月ヶ丘自治会、原山町内会及び寺分東町内会の役員の方々の市道としての整備要望書を 1 月 17 日に東区役所へ提出しました。堂河内様、石川様、森畠市議に深甚の謝意を表します。